

第8回教育委員会

平成30年3月28日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

議案

議案第40号 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第 40 号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 学年を次の学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 24 日（幼稚園及び高等学校においては 8 月 31 日）まで

第 2 学期 8 月 25 日（幼稚園及び高等学校においては 9 月 1 日）から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 2 条の 2 第 1 項中「及び第 8 条の 10」を「、第 8 条の 7 及び第 8 条の 11」に改め、同項中第 1 号を次のように改める。

(1) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 24 日（幼稚園及び高等学校においては 8 月 31 日）まで

第 7 条の 2 第 3 項中「第 8 条の 12 及び第 8 条の 13」を「第 8 条の 13 及び第 8 条の 14」に改める。

第 8 条の 13 第 1 項中「第 8 条の 9」を「第 8 条の 10」に、「第 8 条の 10」を「第 8 条の 11」に改め、同条を第 8 条の 14 とする。

第 8 条の 12 を第 8 条の 13 とし、第 8 条の 11 を第 8 条の 12 とする。

第 8 条の 10 第 1 項中「第 8 条の 6」を「第 8 条の 7」に改め、同条を第 8 条の 11 とする。

第 8 条の 6 から第 8 条の 9 までを 1 条ずつ繰り下げ、第 8 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭）

第 8 条の 6 学校に、主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭を置くことができる。

2 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び

栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

- 3 主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、主務養護教諭は、児童生徒の養護をつかさどり、主務栄養教諭は、児童生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれ教諭、養護教諭又は栄養教諭に対し適切な指導及び助言を行うとともに、学校運営に関し首席等を補佐する。
- 4 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則（平成 28 年大阪市教育委員会規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち大阪市立学校管理規則第 10 条の改正規定中、「第 10 条の 2」を「次条」に改める。

第 2 条のうち大阪市立学校管理規則第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に 1 条を加える改正規定中「第 8 条の 11」を「第 8 条の 12」に改める。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校管理規則 (抄)

(学年及び学期)

第2条 省 略

2 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月 31日 (小学校及び中学校 においては8月 24
24 幼稚園 高等学校 31

日)まで

第2学期 9月1日 (小学校及び中学校 においては8月25日)から12月
8 25 幼稚園 高等学校 9 1

31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

3 省 略

(休業日)

第2条の2 学校 (幼稚園を含む。第8条の4、第8条の6 及び第8条の10
、第8条の7及び

を除き以下同じ。)の休業日は、国民の祝日に関する法律 (昭和23

第8条の11

年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

(1) 夏季休業日 7月21日から8月 31日 (小学校及び中学校 においては
24 幼稚園 高等学校

8月 24日)まで

31

(2) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで

(3) 春季休業日 3月25日 (高等学校においては3月16日)から4月7日
まで

2-4 省 略

(職員会議)

第7条の2 省 略

2 省 略

3 職員会議においては、校長が必要と認める校務（園務を含む。第8条の12

第8条の13

及び第8条の13において同じ。)に関する事項について、所属職員間の意思

第8条の14

疎通、共通理解の促進、所属職員の意見交換等を行う。この場合において、所属職員による挙手、投票等の方法により、当該事項に関する決定を行ってはならない。

4-5 省 略

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)

第8条の5 省 略

(主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭)

第8条の6 学校に、主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭を置くことができる。

2 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

3 主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、主務養護教諭は、児童生徒の養護をつかさどり、主務栄養教諭は、児童生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれ教諭、養護教諭又は栄養教諭に対し適切な指導及び助言を行うとともに、学校運営に関し首席等を補佐する。

4 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

第8条の6 - 第8条の9 省 略

第8条の7 **第8条の10**

(その他の主任等)

第8条の10 学校に、第8条の6に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、

第8条の11

第8条の7

校務を分担する主任等を置くことができる。

2-3 省 略

第8条の11—第8条の12 省 略

第8条の12 第8条の13

(校内人事)

第8条の13 校内人事 (第8条の9第1項の規定により教務主任、学年主任、

第8条の14 第8条の10

生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任を命ずること、同条第2項の規定により保健主事を命ずること、同条第3項の規定により司書教諭を命ずること、第8条の10第2項の規定により主任等を命ずること並びに前条の規定により

第8条の11

校務の分掌を決定することをいう。以下この条において同じ。) に関し、所属職員による挙手、投票等の方法により、選挙、意向の確認等を行ってはならない。

2-3 省 略

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則（平成 28 年大阪市
教育委員会規則第 51 号）（抄）

第 2 条 大阪市立学校管理規則の一部を次のように改正する。

省 略

第 10 条中「校長」を「校長（公立国際教育学校等にあつては、公立国際教
育学校等条例第 1 条に規定する指定管理法人。以下第 10 条の 2、第 11 条、第

次条

12 条及び第 15 条において同じ。）」に改める。

省 略

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（適用除外）

第 23 条 第 3 条、第 7 条、第 8 条から第 8 条の 11まで、第 9 条及び第 14 条の

第 8 条の 12

規定は、公立国際教育学校等には適用しない。

大阪市立学校管理規則の一部改正について

1 改正の理由

教職員の新たな人事給与制度構築にかかる取組みとして、主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職を設置することに伴い、必要な事項を規定するため規則の一部を改正するものである。

2 改正の内容

- (1) 学校に、主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭（以下「主務教諭等」という。）を置くことができることとし（第8条の6第1項）、主務教諭等は、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずるものとする（同条第2項）。
- (2) 主務教諭等の職務を次のとおりとする。（第8条の6第3項）
 - ① 児童生徒の教育、養護、栄養の管理及び指導をつかさどる。
 - ② 教諭、養護教諭又は栄養教諭に対し適切な指導及び助言を行う。
 - ③ 学校運営に関し首席等を補佐する。
- (3) その他必要な規定整備を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日